

鴻巣市自治基本条例（素案）に対する意見の概要と市の考え方

条例素案の内容に関すること		
該当箇所	寄せられた意見	考え方
前文	<p>次のように内容を変更してはどうか。</p> <p>鴻巣市は、埼玉県ほぼ中央部に位置し、そのはじめは、日本列島の形成にはじまる、海進や退行、それらに伴う地勢の変化と時の経過を経て、人が移動し、また定住するという、自然と人の営為で形成されてきました。</p> <p>中でも、江戸時代に中山道がこの地を通ったことで主要な宿場町として繁栄し、少し隔てて間の宿も形成されるなど、その後背地は広く、新田開発も進められ、一方で、宿場機能に加え、工芸品としての人形づくりもはじめられたことから、拠点性が高まり、今日の礎が形成されました。</p> <p>こうして、先人が培った自然と築き上げた歴史や文化は、次世代に引き継ぐことが現世代の務めであります。自然の営みで今に残る、河岸緑地や屋敷林等の緑、時代時代で人の知恵と工夫で創られる人形と花、これらは何としても継承していかなければなりません。</p> <p>まちづくりは、いつの時代もその時代が求めるものを具現化するものですが、鴻巣市は“花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす”を不動の理念とし、市民の叡智と市の組織力が協働することで実現するものと考えております。</p> <p>そこで鴻巣市は、国の地域主権指向と相まって、市民と市が連携し、その役割にあった責任を分かち合う、協働のまちづくりを進めるための規範として、この条例を定めます。</p> <p>なお、この条例は、国や県の法令・制度に根拠をおく事務や事業、また、広域行政の政策面に関すること、さらに、財源の確保に関すること等には及ばないものです。</p>	<p>ご提案いただいた前文の内容は、現行案と多少の相違が認められますが、趣旨は同様であると考えられます。</p> <p>条例検討委員会において、前文を考える際に「市民に分かりやすく親しみやすいこと」及び「条文全体の内容を網羅する内容であること」に重きを置いて検討を重ねてきました。</p> <p>また、総合振興計画や他条例との整合性に配慮してつくられています。</p>
第1条 (目的)	文末の「もって活力に満ちた暮らしやすい」を「もって生きがいの持てる暮らしやすい」に変更してはどうか。	・趣旨は同じであるため現行のとおりとします。
第2条(3) (用語の定義)	(3) まちづくり 安全・安心な生活環境の整備と保全、活力とにぎわいのある産業基盤の整備と保全、また、市民生活に欠かせない社会システムの充実または創造に関する公共的活動をいう。	・個別の事柄ではなく、条文中にある全ての「まちづくり」の文言に当てはめ、整合性がとれるように決めました。
第6条第2項 (議会の責務)	「議会は、…監視し、けん制する…」の箇所を「議会は、…監視するものとする。」	・議会に情報提供を行い確認していただいた結果、現行のとおりとします。
第16条第1項 (コミュニティ)	「市民は、自治会、町内会その他の地域で活動する…」を「市民は、自治会、町内会、その他これに類似の地域で活動する」に変更する	・地域で活動する団体の例示として自治会や町内会を「その他の」の前に掲げております。ご指摘の趣旨は満たしておりますので現行のとおりとします。
第17条 (住民投票)	<p>ア 請求権の中に選挙権を16才とし、定住外国人を入れ、請求者の50分の1を明記する。</p> <p>イ 市議会議員の発議の条件として、議員定数の12分の1を入れる。</p> <p>ウ 5項で触れている実施に関する必要事項は別に条例で定めるとあるが、ア・イの内容を同時に条例化する。</p> <p>・素案は漠然としており、議会チェックを前提とした住民投票をただ規定しているに過ぎない。</p> <p>・5項の「別に条例で定める」とあるが、常設の住民投票条例なのか、住民投票の請求権を規定しようというのか、或いは単純に実施規則的なものにするのか不明である。</p> <p>・住民投票制度は最終的に市長や議会のチェックを受けないものとすべきである。</p>	<p>・「ア 請求権の中に選挙権を16才とし、定住外国人を入れ」の部分については、本市としては正確な民意の把握を実現するため、現行の市長や議員の選挙権を有する者を住民投票の有権者としております。</p> <p>・その他の具体的な内容については、個別の条例を整備する際に要件等も含め検討してまいりたいと考えております。</p>
第26条 (この条例の見直し)	・4年に1度行うことを入れ、市長の在任中に見直しを行う。	・この条例は、頻繁に見直しが必要になるものではありませんが、定期的検証は必要であると考えているため、特に見直しの実施に当たり年数を定めておりません。
その他、条例全体に関わることについて	・憲法に抵触する可能性が大きい	・条文等の表現については、憲法や法令に抵触しないよう配慮して作成しております。
	・「努めなければならない」は努力目標であり、義務の根拠になりえない	・この条例の内容では、義務を与えるものは存在しません。あくまでも市民の皆様への自主的な判断によります。
	・町内会等の意見の集約が出来ない場合、行政サービスを行えないという発言の可能性が大	・意見集約が出来ないことを理由として行政サービスを実施しないことはないと思います。しかし、市民の皆様のご協力によらなければ成り立たないものもあると考えております。
	・制定される自治基本条例が即実効性を発揮できるよう、市民の意識化を図り文章だけで終わらせないようにする	・制定後も普及啓発を行い市民に周知を図りたいと考えております。
・公募で出された意見を受け止めて修正を図る	・意見公募しました条例素案については、市民の皆様で組織する自治基本条例検討委員会が作成した原案をもとに所要の修正を加えたものであります。公募で出されたご意見については、参考にさせていただき必要に応じて適宜な修正を図りたいと考えております。	

	<ul style="list-style-type: none"> ・公募で提出された意見を市民に公表する 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募でいただきました意見については、市のホームページで公表します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・修正したものを「再素案」とし、幅広く各町内単位、各団体ごとなどにもう一度かける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年、意見交換会と意見公募を実施し、いただいたご意見を基に自治基本条例検討委員会が審議をして条例素案のベースを作成しました。その後市が所要の修正を加え今回意見公募を実施し、その過程で複数の団体の皆様、個人の皆様から様々なご意見をいただきました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・熟議を通じて練られたまとめを原案とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・熟議を通じて練られた条例を策定すべく推進しております。
	<ul style="list-style-type: none"> ・原案作成に期限は設けない 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標を設定して、事務を進めることは重要だと思います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票を中心とする素案の再検討を提案する 	<ul style="list-style-type: none"> しかしながらこの条例の策定作業については、市民の意見を大切に進める必要性を考慮して、当初の目標から検討期間を延ばして対応しました。